

はじめに

障がいのある子を持つ親の思いは複雑です。いつまでも自分がケアできるわけではないと頭ではわかっています。しかし、障がい者のサービス資源、特に入所施設やグループホームが絶対的に不足する中、多くの方がいつのタイミングで子どもを自立させればよいか迷っています。また、成年後見制度の利用についても、必要になることはわかっているけれど、どのタイミングで申立てをすればよいか、答えを出せないでいるのです。

私たち三人会は、親なき後の「あんしんノート」の普及・啓発をするなか、成年後見制度の利用だけでは解決しない問題があること、遺言や信託活用の準備など、親が元気なうちにできることがたくさんあることがわかってきました。

2019年、障がいのある方に特化した法人後見を目的とするNPO法人つなぐが立ち上がりました。つなぐでは成年後見制度の相談を行う中で、①福祉サービスの適切な利用、②自立して暮らすことのできる住まい、③安心して暮らせるための経済的基盤、という3つの柱についてアドバイスを行っています。このたび、これらのアドバイスについて、みずほ福祉財団研究事業助成金のおかげで研究として深め、形にすることができました。

本編で紹介している内容でカバーできない方も多いことは承知しておりますが、親なき後の準備をすすめていくうえで、一部でも参考にしていたければ幸いです。

2020年12月

三人会 代表 根岸満恵

研究責任者 西田ちゆき

目 次

【事例とアドバイス】	1
チェックリスト	2
事例1 親なき後はすべて兄弟姉妹に任せたい	4
事例2 本人の兄弟姉妹にはあまり負担をかけたくない	5
事例3 いとこが協力的なので何かお願いしたい	6
事例4 銀行に後見人を選任するよう助言されました	7
事例5 本人のことは心配。でも後見報酬が・・・	8
事例6 両親が会社を営んでいます	9
【用語解説】	11
(1) 成年後見制度とは	12
(2) 法定後見制度	13
(3) 任意後見制度	14
(4) 死後事務委任契約	14
(5) 後見人は誰にお願いするのか	15
(6) 法テラスとは（日本司法支援センター）	16
(7) 成年後見制度利用支援事業とは	17
(8) 遺言書とは	18
(9) 家族（民事）信託制度とは	19
(10) 特定贈与信託とは	21
(11) 生命保険信託とは	22
(12) 計画相談とは	23
(13) 障害者の施設	24
(14) 高齢者の施設	25
(15) あんしんノートとは（障がい者用に）	27
(16) エンディングノートとは（親用に）	28
(17) 葬儀・墓について	29
(18) 親なき後のあんしん設計全体像	30
(19) 相談機関	31

事例とアドバイス

チェックリスト

下記のチェックリストを参考に事例を読み進めてください。皆さんのご家庭の状況に近い事例を参考に親なき後の準備を考えていきましょう。

【家族】

☐	両親とも健在	⇒ 事例 1、2
☐	親のどちらかに重篤な病気がある・介護が必要な状態である	⇒ 事例 3
☐	片親のみ	⇒ 事例 4、5

【兄弟姉妹】

☐	兄弟姉妹がいない	⇒ 事例 3、5
☐	兄弟姉妹がいるので後はすべて託すことができる	⇒ 事例 1
☐	兄弟姉妹がいるので一部託すことができる	⇒ 事例 2
☐	兄弟姉妹はいるが託すことは難しい	⇒ 事例 4

【親族】

☐	力になってくれる親族がいる	⇒ 事例 3
☐	親族はいるが疎遠・託すことが難しい	⇒ 事例 4、5

【相続】

☐	相続予定財産に自宅以外の不動産がある	⇒ 事例 3
☐	相続予定財産は自宅と現預金である	⇒ 事例 1、2
☐	相続予定財産は現金のみである	⇒ 事例 4
☐	親が会社を経営している	⇒ 事例 6

【親なき後の住まい】

☐	現在住んでいるグループホームや施設で 住み続けて欲しい	⇒ 事例 1、2 3
☐	親なき後もできる限り自宅に住み続けて ほしい	⇒ 事例 6
☐	親子で支援を受けられる施設等に入りた い	⇒ 事例 4
☐	できるだけ早くグループホームや施設に 入って暮らして欲しい	⇒ 事例 4、5

【葬儀・墓】

☐	葬儀や墓のことをすべて託せる家族・親族 がいる	⇒ 事例 1、2
☐	葬儀や墓のことをすべて託せる家族・親族 はいない	⇒ 事例 3、5
☐	すでに葬儀や墓のことを託している人や 団体がある	⇒ 事例 3

事例1 親なき後はすべて兄弟姉妹に任せたい

家族：両親は70歳代でともに健在

長男（愛の手帳A2）グループホーム入所中

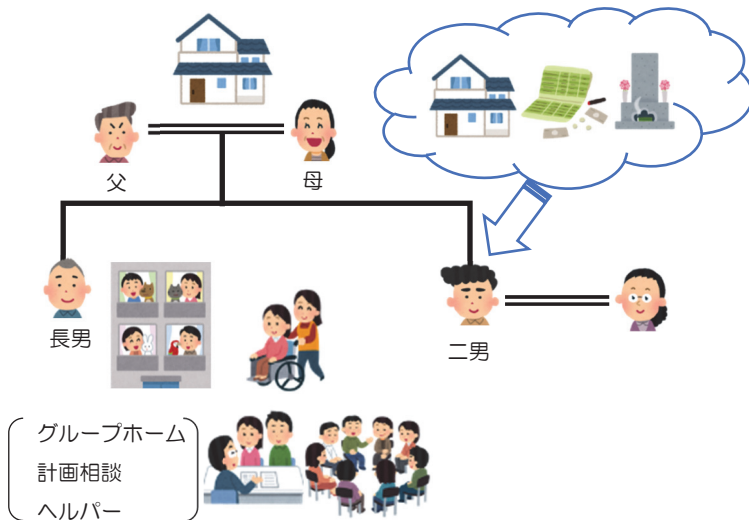
週末もグループホーム

次男は結婚、車で30分の距離に暮らす。

意向：兄弟仲良く次男の配偶者も長男の障がい理解がある。

相続予定の財産はすべて次男に引き継ぎたい。

財産：戸建て持ち家、預貯金、先祖代々のお墓あり



～アドバイス～

本人の暮らしをより豊かにするためには福祉サービスを活用しつつ、社会参加の機会を増やしていただくことも考えてみましょう。大きなお金の管理は兄弟姉妹に任せて、定期的に給付を受けられる、**家族信託**や**生命保険信託**を検討してみましょう。**成年後見制度**の利用も検討してみましょう。（用語解説 p.19, p.22, p.12 参照）

事例2 本人の兄弟姉妹にはあまり負担をかけたくない

家族：両親は 70 歳代で健在

長男に障がい（愛の手帳 A2）があり

両親と自宅で三人暮らし

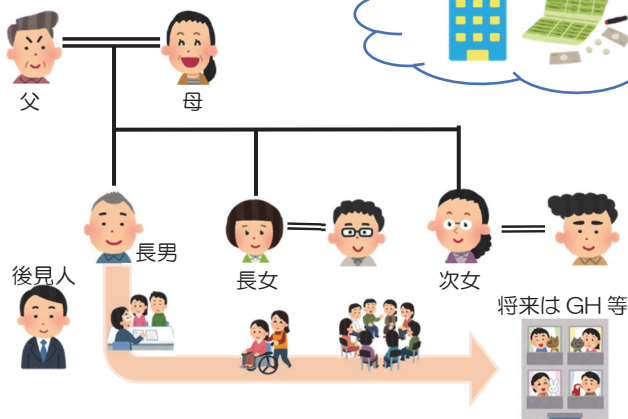
長女、次女はそれぞれ結婚し、子どもあり

長女らにはお墓だけ頼み、自分の生活を優先して欲しい。

意向：相続される財産（マンション、預貯金）は長男が経済的に困らないようにしたい。親なき後はグループホームで。

財産：自宅マンション、預貯金

均等に相続してほしいが、長男が生活に困らないようにしてほしい



～アドバイス～

親が元気なうちに家族でよく話し合い、自分たちの思いを十分につたえておきましょう。相続のこと、住まいのこと、親が亡くなった後の葬儀や墓のこと、本人の後見人のこと等を話し合いましょう。例えば、**成年後見制度**を使うと、**グループホーム**や**施設入所**、ガイドヘルパー、**計画相談**の利用、行政機関での諸手続き等託すことができます。（用語解説 p.12, p.24, p.23 参照）

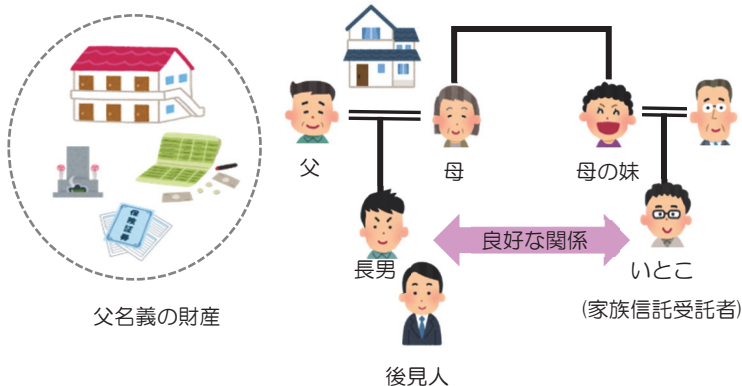
事例3 いとこが協力的なので何かお願いしたい

家族：両親とも 80 歳代、父親は胃がんで療養生活

一人息子は軽度の知的障がい（愛の手帳 B2）、現在はグループホームで生活しながら企業に勤める。身の回りのことや日常生活費の管理できるが、全体の財産管理は難しい。

意向：車で 30 分程度のところに住む、長男と仲の良いいとこ（母の妹の子）に託したい。

財産：長男の年金を貯蓄してきた、相続予定の財産は父親名義の自宅（戸建て持ち家）、賃貸アパート（一軒）、息子受取の生命保険、預貯金。先祖代々のお墓（電車で2時間ほど）



～アドバイス～

大きなお金の管理方法を考えておきましょう。軽度の障がいであれば、**法定後見制度**だけでなく、**任意後見制度**の活用も視野に入れるとよいでしょう。また、財産の管理方法として、**家族信託**の利用も想定できます。このケースの場合、いとこを受託者として、毎月一定額の生活費が振り込まれるよう設定しておきます。賃貸アパートの管理も依頼することができます。将来、本人が亡くなった後、残された財産をお世話になった施設に寄付するように指定しておくこともできます。（用語解説 p.12, p.14, 19 参照）

事例4 銀行に後見人を選任するよう助言されました

家族：母親は70歳代。最近父親が病気で死亡

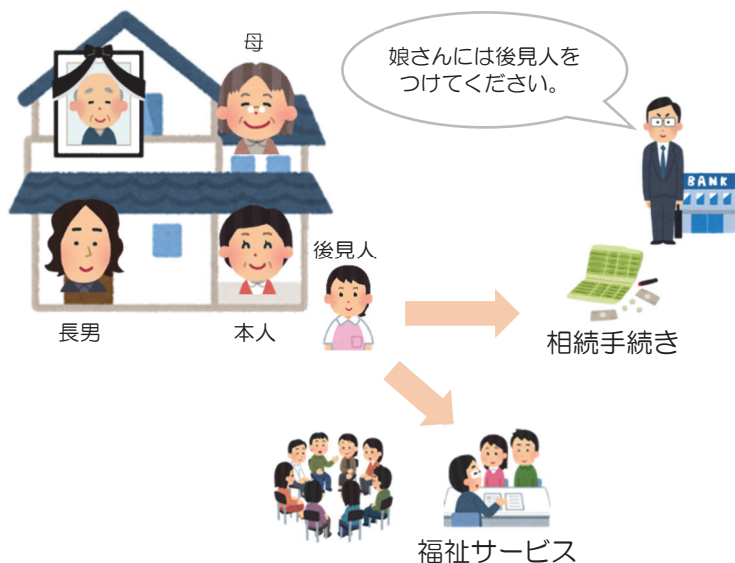
長女が重度の知的障がいと身体障がい(愛の手帳A2)、通所施設、短期入所を定期的にご利用

長男も同居であるが、非協力的

意向：父親の相続があり、長女に手続きに後見人が必要

どのように手続きをし、相続の手続きをすればよいか。

財産：自宅(戸建て持ち家・父母共有名義)、預貯金(父親名義)



～アドバイス～

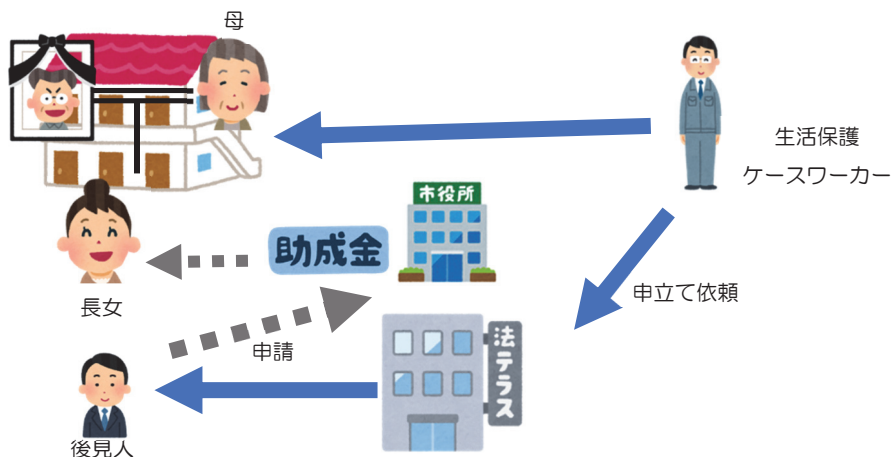
法定後見人の選任手続きをしましょう。相続人である親族を後見人に考えている場合、相続手続きのみ特別代理人を立てる必要があります。このケースでは、**第三者の専門職後見人**が想定されます。福祉サービスの活用があまりできていないので、福祉の専門家を後見人にするのが適当かと思われます。(用語解説 p.12, p.15 参照)

事例5 本人のことは心配。でも後見報酬が・・・

家族：父親死亡（享年 60）、母親 80 歳代
一人っ子である長女は障がい（愛の手帳 B1）
賃貸アパートに二人暮らし、生活保護を受給中
長女は通所サービスのみ利用

意向：母親は自分が亡くなった後のことを心配

財産：なし



～アドバイス～

すでに生活保護を受給していますので、経済的な面は特に準備をする必要はないでしょう。心配なのは本人の生活面を支援してくれる人の存在がないことです。まずは**法定後見人**の選任を申し立てましょう。生活保護を受給中ですので、家庭裁判所での手続きには、無料（低額）で利用できる**法テラス**に依頼することも検討してみましょう。

第三者後見人の場合、報酬が必要ですが、一定の要件を満たせば**成年後見制度利用支援事業**という助成制度が利用できます。横浜市の場合、生活保護受給中の場合は助成制度が利用できます（自治体によって異なります）。後見人がつくと適切な福祉サービスの利用にもつながります。（用語解説 p.13, p.16, p.17 参照）

事例6 両親が会社を経営しています

(会社の承継を検討しなければならない)

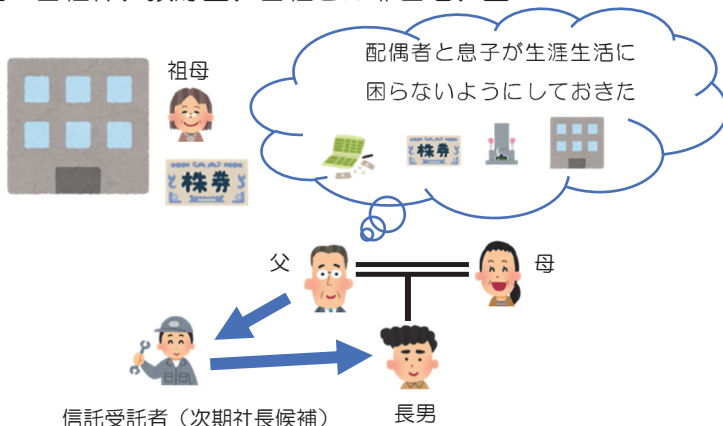
家族：父親、母親とも 70 歳代、父方祖母 90 歳代

長男は 40 歳代、障がいあり（愛の手帳 B1）

父親は町工場を経営、事務所兼自宅のビル所有、1 階 2 階は会社で使用。3 階 4 階が自宅。

意向：会社と障がいのある長男のために準備したい。信頼のおける社員 A がいるので、その社員に会社を譲りたい。長男の生活も心配

財産：自社株、預貯金、自社ビル兼自宅、墓



～アドバイス～

親が経営者の場合、会社からの給与で家族全体の生活を賄っている事が多く、親なき後問題と深く関係してきます。できるだけ早い段階で、親の代で会社を畳むのか、続けるのかを選択し、確実に手続きを進めていきましょう。

父親が亡くなった後の配偶者の生活、長男の生活が維持できるようしなければなりません。特に長男は若いので長期にわたって経済的に保障されるよう遺言書を書いておきましょう。また、会社承継のケースでは、信託財産の活用が有効です。長男の権利を護り、生活上のためには後見人等を検討しましょう。

(用語解説 p.12～p.14, p.18～p.22 参照)

用語解説

（１）成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力の不十分な方を支援するための仕組みです。

成年後見制度は大きく分けて任意後見制度（今は大丈夫だけど将来のために）と法定後見制度（既に判断能力が不十分）があります。障がいのある方は、法定後見を利用されることが多いです。

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
判断能力がある	判断はできるが支援があるとより良い	判断が難しいことがあり、支援が必要	判断が難しいことが多く支援は常に必要

また、成年後見人等の仕事は大きく分けると次の二つです。

身上保護



生活、医療、介護などの
事務手続きをする

財産管理

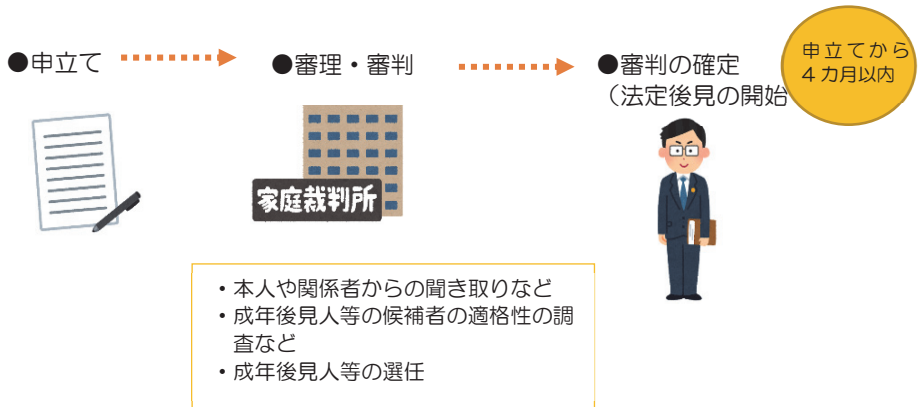


貯金や不動産の取引等お
金の管理をする

ご本人のお金（障害年金等）を適切に使い、暮らしを豊かにするために福祉サービス等を利用しながら生活を組み立てていきます。親なき後の要となる仕組みで、ご本人の権利を守る機能を持っています。親なき後のご本人の支援について、いつ頃、誰に、その役割を託していくのかを考えておきましょう。

(2) 法定後見制度

法定後見制度は既に判断能力が不十分な方のために家庭裁判所に申立をしてご本人を守る民法の制度です。

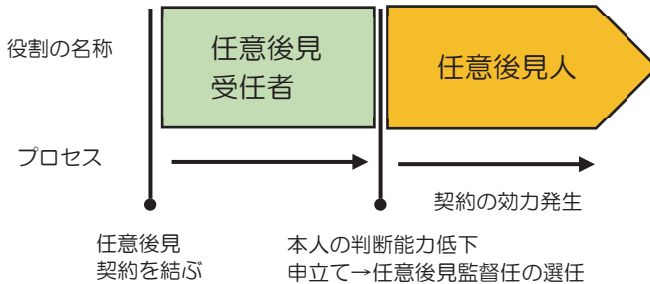


判断能力の状態によって補助類型、保佐類型、後見類型の3種類があります。どの類型になるかは医師の診断書が類型の目安になります。

- * 後見人等には、親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や法人等になることができます。
- * 申立書に候補者を記載することはできませんが、補助人、保佐人、後見人を決定するのは家庭裁判所です。
- * 後見人等は、基本的には年に1度、家庭裁判所に報告する義務があります。その他、特別な場合には報告が必要になります。
- * 第三者に後見人を依頼した場合には、ご本人の財産から報酬を支払います。報酬額は家庭裁判所が決定します。生活保護を受給されている方等要件をみたすと成年後見制度利用支援事業の助成を自治体から受けることができます。

（３）任意後見制度

任意後見制度は、判断能力がある時から公正証書で契約して将来のために備える制度です。



- ＊ 自分が決めた人に任意後見人をお願いして契約します。
- ＊ 任意後見人へ依頼する内容（代理権）は自分で決めることができます。
- ＊ 報酬額はあらかじめ契約で決めておきます。金額は合意により自分達で決めることができます。
- ＊ 判断能力が低下したとき、家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人が選任されると発効します。

（４）死後事務委任契約

後見人等の役割は、ご本人が亡くなった時に終了します。お葬式や火葬・納骨等を執り行う親族がいない方は予め契約しておくことで死亡後のことをお願いすることができます。障がいのある方の親や障がいのある方の亡くなった後のことについて考えておきましょう。



（５）後見人は誰にお願いするのか

親族、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）や法人等になることができます。それぞれのニーズに合わせて検討しましょう。特定の候補者がいない場合、専門職団体に相談すれば紹介してくれます。候補者「なし」で申請すると家庭裁判所が事情に合わせ、専門職後見人を選任します。

法人後見という形態もあります。NPO 法人や社会福祉協議会といった組織（法人）が後見人となるのです。障がいのある方等、後見が長期に渡る場合は法人後見にメリットがあります。

【専門職後見人】

弁護士		家族間の争いや不動産管理等が多い方
司法書士		不動産を多数所有している方
社会福祉士		福祉サービスが必要な方
NPO 法人、社会福祉協議会、その他法人		障がいのある方等

(6) 法テラスとは（日本司法支援センター）

法テラスは、国が設立した法的解決のための相談機関です。以下の業務を行っています。

① 情報提供業務

相談ニーズに応じて、法制度に関する情報、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報提供をしています。相談は電話やメールでも受け付けています。成年後見制度に関する相談もできます。

② 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方等を対象に、無料法律相談、弁護士費用等の立替を行っています。成年後見の申立てにも活用できます。ただし、一定の資産基準が設けられており、それを超える収入・資産のある方は扶助を受けられません。

③ 犯罪被害者支援業務

④ 国選弁護等関連業務

⑤ 司法過疎対策業務

⑥ 受託業務

自治体や専門職団体から委託される業務のことです。現在は、日本弁護士連合会からの委託により、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない弁護士費用等の援助が行われています。

詳しくは法テラスホームページを参照してください。

<https://www.houterasu.or.jp/index.html>



（７）成年後見制度利用支援事業とは

成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度の利用に際して必要な費用等を支援する制度です。以下の助成があります。諸要件が自治体により異なります。

- ① 市町村長による申立て費用
- ② 成年後見人等への報酬助成（収入制限あり）



【参考】横浜市の例（自治体により異なります）

申立費用の助成 区長申立のみ
報酬費用の助成 本人、親族申立も可能
助成上限額 入所・入院者 18,000 円/月
 それ以外 28,000 円/月

対象者

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ③ 以下の収入、資産基準をいずれも満たす方

世帯人数	収入見込み（年額）	資産基準（現金、預金、有価証券等）
単身世帯	150 万円以下	350 万円以下
2 人世帯	200 万円以下	450 万円以下

- ④ ①～③他、報酬支払いが困難であると区長が認めた方

（８）遺言書とは

遺言書は、自分の死後、自分の財産に対して誰にどれくらい渡すのかを決めて書き残しておく書類です。家族であっても本人の代わりに作ることはできません。お元気な時にしか作れませんので、早めに作成しておくことをお勧めします。

《遺言書の主な種類》

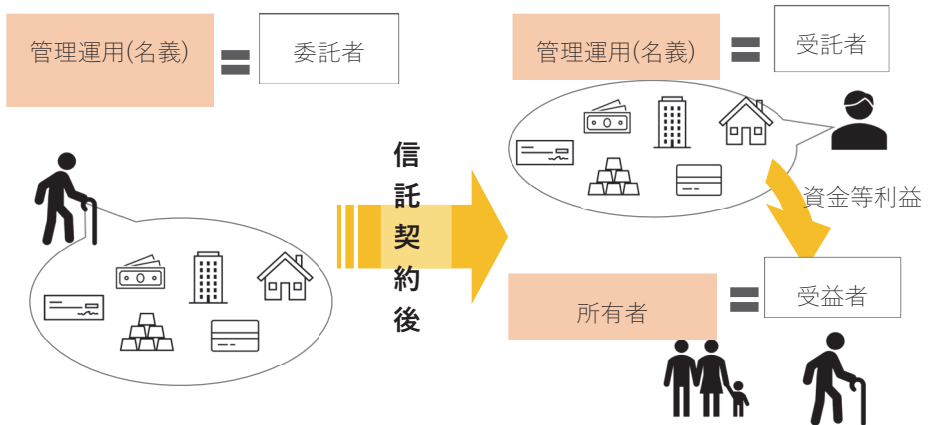
種類	自筆証書	公正証書
	自分で全て手書きしたもの	公証役場で公証人が本人の希望に沿って作成するもの
特徴・ 改正による 変更点	・対象の財産目録のみパソコン等で作成可能 ・法務局で保管をしてもらえる（有料、代理人手続不可）	・公証役場で半永久的に保管される ・本人の死後、全国どの公証役場からでも閲覧可能。

仲の良い家族でも遺言があれば遺族同志で気を使わなくて済みますので、どなたでも自分の死後の遺産の残し方について考える必要はあります。特に、残された人達が遺産を巡って余計な争いをしないか心配な方、自分の遺産を誰にどれくらいあげたいか決めている方、相続人以外に渡したい（寄付したい）人がいる方等は早めに遺言書を作成されることをお勧めします。

(9) 家族（民事）信託制度とは

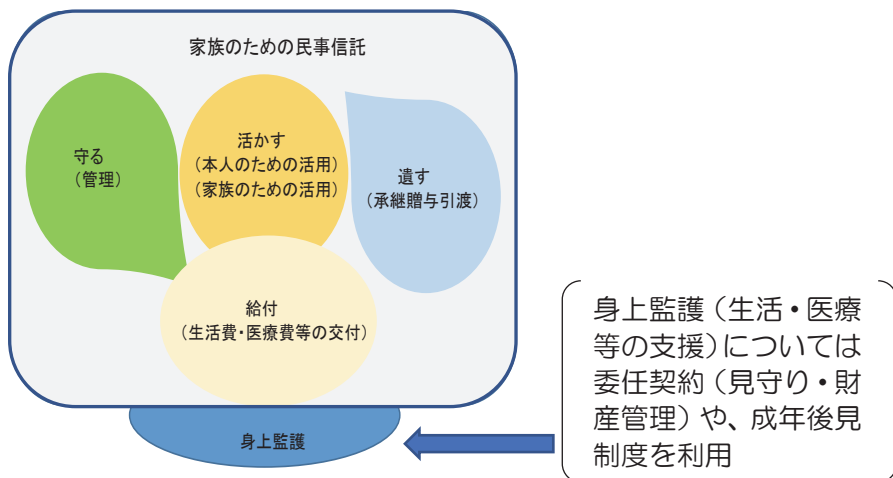
家族信託とは、将来に備え、自分の資産を親族が代わって管理・運用する制度です。託した資産は自分の老後の家族のために、自分が亡くなった後は障害のある子どものために、その子が亡くなった後は施設に寄付する等、あらかじめ資産の渡し先を決めておくことができます。

《家族（民事）信託契約の構図》



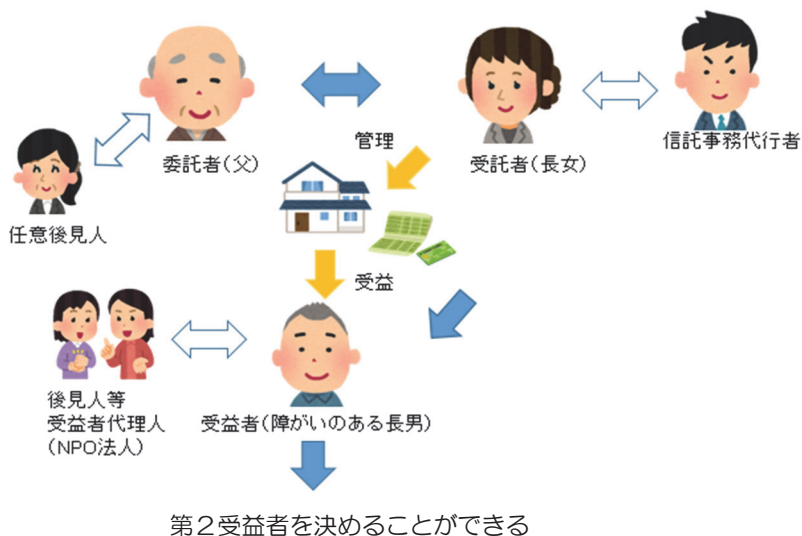
家族信託の概要は図のように、本人（委託者）と親族（受託者）とで契約を交わし、受託者は契約書の目的に沿って資産を運用（売却・購入等）します。運用した利益を受け取る人（受益者）も委託者が指定することができます。委託した資産は、名義が受託者になるため心配される方もありますが、受託者は運用をする人ですので、実質的な所有者は受益者となります。障害のある方の親亡きあとの家族の生活を守る有効な方法のひとつです。

《家族信託の実務機能》



出典：「家族信託の実務的機能」遠藤家族信託法律事務所ホームページ

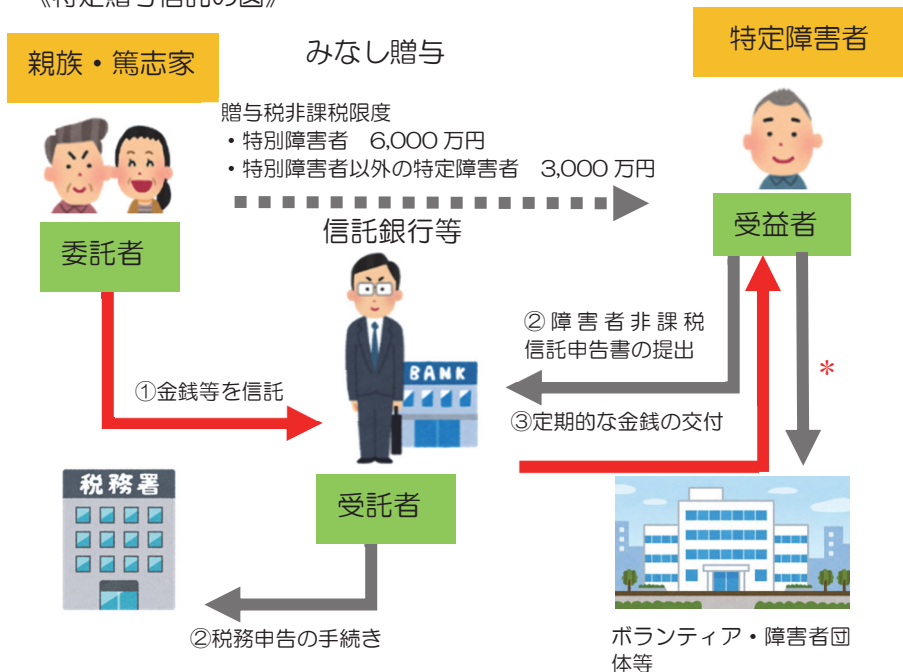
《親なき後の安心設計の例》



(10) 特定贈与信託とは

特定贈与信託とは、障がいのある子の将来に備え、金銭や有価証券等の財産を信託銀行等に信託するものです。贈与税の非課税制度が適用されますので、一定の額までは贈与しても税金がかかりません。ただし、契約時や信託財産の運用手数料として信託報酬（金額は金融機関による）がかかることと、金銭信託の運用利益に対して20.315%が課税されます。

《特定贈与信託の図》



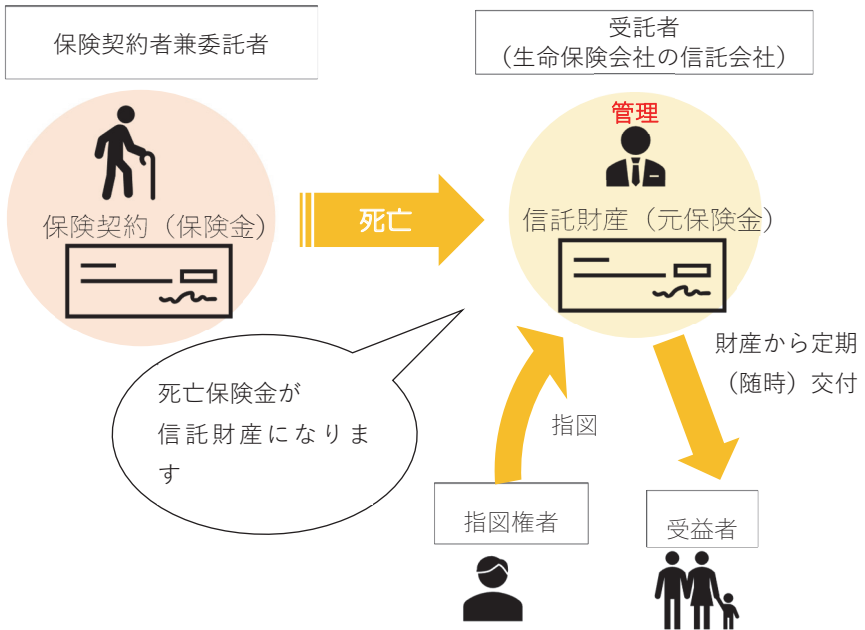
* 受益者が亡くなった場合は、ボランティア・障害者団体や社会福祉施設等に残った財産を寄付して他の障がい者のために活用することもできます。

出典：信託協会ホームページを参考に作成しました。

（11）生命保険信託とは

生命保険信託は、生命保険契約の死亡時の保険金をそのまま信託財産とする制度です。信託会社が受託者となりますので、家族信託とは異なり、受託者を探す必要はなく、親亡き後の子ども（受益者）の生活の為にその保険金を少しずつ渡すことができる制度です。

＜生命保険信託の図＞

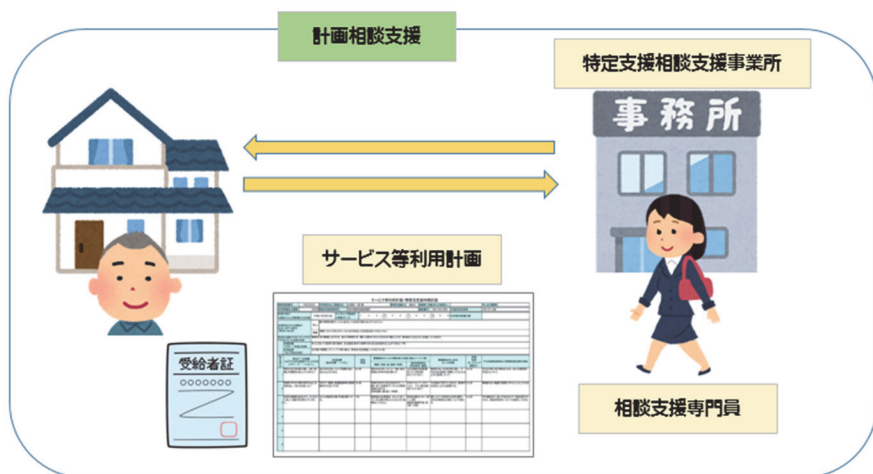


生命保険信託のメリットは、定期交付の額や指図権者（受益者の代理人）を決めることで、安全に生活費を渡すことができます。また、契約時の費用が比較的安価です。子供（受益者）が亡くなった後の信託財産の行き先（寄付等）を決めることもできます。

(12) 計画相談とは

計画相談とは、障害者のためのケアプラン等を支援する窓口のことです。障害福祉サービスと地域相談支援の利用を希望する全ての方を対象に、希望される生活の実現に向けて、サービス等利用計画に基づいて支援を行います。

障がいのある方の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題等を盛り込んだサービス等利用計画の作成（サービス利用支援）と定期的なモニタリング（継続サービス利用支援）を実施します。



(13) 障がい者の施設

障がいのある方の住まいとしては入所施設とグループホームが代表的です。

■施設入所

療育手帳、身体障害者手帳を持っている方が対象となります。障害支援区分4以上の方が入所可能です。

施設では日常生活の支援はもちろん、日中活動や散歩、リハビリサービスの提供があります。

■障害者 GH（グループホーム）

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（原則）をお持ちの方が対象となります。日中は GH から通所事業所等に通います。食事も提供してくれる GH もあります。少人数を原則とし、家族的な雰囲気です。GH には終日滞在型と週末帰宅型があります。



■療養介護施設

医療と常時介護を必要とする方に機能訓練、看護、日常生活の介護をします。

障害支援区分5から6の方が対象となります。日常生活のすべてのケア、リハビリはもちろん、医療サービスも施設内で受けることができます。

(14) 高齢者の施設

障がいのある方が 65 歳以上になると介護保険制度の利用が優先されます。高齢者向けの施設は種類が多く、利用料も様々です。高齢者施設の概略は表に示したとおりです。

■民間施設

民間施設は直接施設に申し込みます。



介護付き有料老人ホーム	自立～要介護5まで入居可能 入居金 0 円～1 億円まで様々 月額 15 万円～30 万円 介護スタッフ常駐 生活・介護サービス付き
住宅型有料老人ホーム	自立～要介護5まで入居可能 入居金 0 円～20～30 万円 月額 10 万円～20 万円 介護サービスは必要分外注
サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	自立～要介護5まで入居可能 賃貸住宅(敷金)0～20 万円 月額 12 万円～20 万円 介護サービスは必要分外注
グループホーム(認知症対応型共同生活介護)	65 歳以上要介護・認知症の診断 入居金 0～20 万円 月額 10 万円～20 万円 医療ケア・看取りは難しい
(シニア向け分譲マンション)	バリアフリーの分譲マンション 財産 スタッフ常駐

■公的施設

軽費老人ホーム、介護医療院は直接施設に申し込みます。それ以外の施設は自治体により申込み方法が異なります。

軽費老人ホーム (ケアハウス)	低所得、60歳以上 入居金 0～30 万円 月額 10～20 万 待機者多く、医療ケア困難なことあり
特別養護老人ホーム (特養)	要介護3以上 ユニット型(個室)もある 月額 10 万円前後 待機者多く入居まで長時間かかる
介護老人保健施設 (老健)	要介護者 月額10万円～15万円 在宅復帰に向けてのリハビリ 入所期間は短い 特養の待機もあり
介護医療院 (介護療養型医療施設)	要介護者で医療ニーズが高い方 月額 10 万円前後 長期的な医療サービスと看取り
シルバーハウジング	所得・貯蓄制限あり 自立した高齢者、障害者世帯向け 生活支援サービスあり 待機者多く長時間かかる



(15) あんしんノートとは（障がい者用に）

親なき後の生活ために障害者の情報を書き残しておくノートです。新しいサービスを使う際の相談、受診したことのない医療機関へかかるときに便利です。

下記URLからダウンロードできますので、ファイリングして随時更新していきましょう。

<http://npotunagu.org/note2019.4.pdf>



重度心身障害者向けに作成されたあんしんノート（横浜重心グループ連絡会～ぱさぱネット～）

<http://pazapanet.web.fc2.com/ansin-note.html>



(16) エンディングノートとは（親用に）

エンディングノートとは、病傷等で本人に支援が必要になった時や亡くなった時に備えて、自身の情報を書き残しておくものです。市販されているものや、自治体で無料配布されているものもあります。法的な拘束力はありませんが、書き残す事によって、自身の情報や財産の整理になりますので、亡くなった時の手続きを行う遺族や後見人らの負担軽減につながります。まずは書き込める範囲で十分ですので、親なき後に備えて準備しておかれるとよいでしょう。横浜市では 18 区独自のエンディングノートを配布しています。



医療・介護

告知（病名・余命）、延命治療、尊厳死、臓器提供・献体、寝たきりや認知症になった時に望む生活



お金・モノ

預貯金、保険、各種カード類、不動産関係書類
家財に関すること



想い・思い出・お金・モノ

相続・相続の希望、家族へのメッセージ、遺産の配分・遺言書作成有無 他



葬儀・お墓

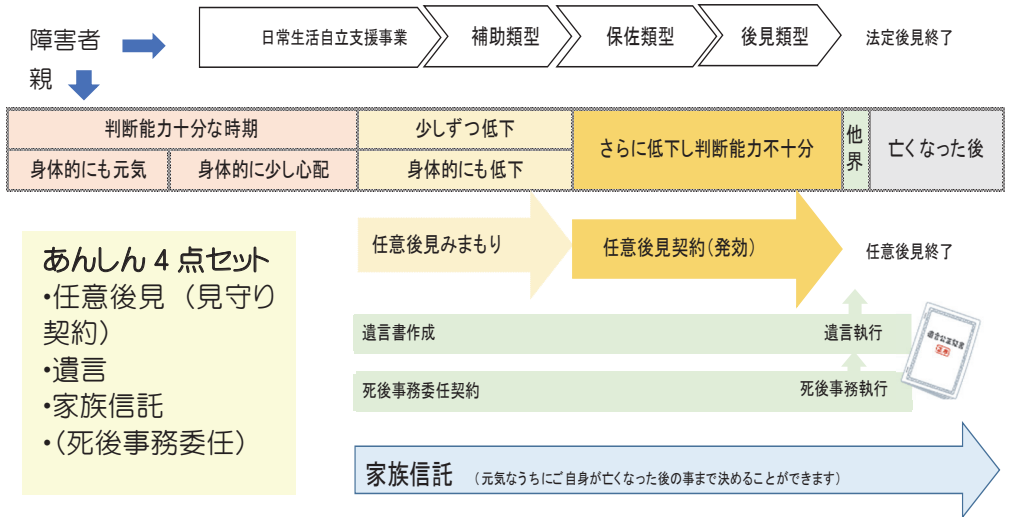
戒名や葬儀の希望形態、葬儀の連絡をして欲しい人一覧、供養（墓）の希望形態他

(17) 葬儀・墓について

エンディングノートを書かなくても、ご自身の葬儀や墓についてもある程度準備をしておくことをお勧めします。家族葬や直葬（火葬）式等、最近は葬儀の形態が変わってきていますので、最低限の準備があると遺族の負担軽減につながります。具体的には、会場、葬儀のあげ方や形式、連絡者リスト、墓地の場所や管理の方法、それらを誰にお願いするのか等、あらかじめ伝えておくか書き残しておくといでしょう。家族・親族に頼れない方は、見守り契約や任意後見契約を結ぶ際、死後事務契約も結んでおくとう安心です。



(18) 親なき後のあんしん設計全体像



障がいのある方は判断能力に応じて、軽度の障害であれば日常生活自立支援事業（福祉制度）の利用から成年後見制度（民法の法定後見）の補助類型、保佐類型、後見類型の利用が考えられます。

親御さんの場合は、お元気な状態から少しずつ低下していく過程で支援に変更が必要になります。通常は、任意後見契約の見守りから監督人を選任して契約した内容を全て代理してもらう状態（発効）に移行していきます。遺言書の作成、死後事務委任契約、家族信託等の設定については、契約能力のある状態でなければできませんので、一般的には、任意後見契約と同時に契約します。障がい者の後見人と同様、それぞれの状況に応じてどのように組み合わせたらよいか検討していきましょう。

(19) 相談機関

まずは下記の機関にご相談ください。

【成年後見制度の相談・成年後見人等の紹介】

機関の名称	電話
神奈川県弁護士会成年後見センターみまもり（弁護士）	045-640-4345
リーガルサポートかながわ（司法書士）	045-314-5500
神奈川県社会福祉士会ばあとなあ（社会福祉士会）	045-314-5500
コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（行政書士）	045-222-8628
横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会）	045-201-2009



【法人後見実施団体（神奈川県内）・相談機関】

NPO 法人つなぐ

<http://npo-tunagu.org/>

横浜市鶴見区で活動するNPO法人です。主に障がいのある方の受任実績があります。親なき後の準備から相談にのります。



横浜市社会福祉協議会あんしんセンター法人後見支援事業ホームページ

http://www.yokohamashakyo.jp/ansin/post_13.html

＊ホームページから神奈川県内、横浜市内で活動する法人後見実施団体を検索できます。

[かながわ後見推進センター Tel 045-312-5788](http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/soudan.html)

<http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/soudan.html>



障がいのある方のための親なき後のあんしんガイド
(第 1 版) 2020 年 12 月発行

発行者 三人会

NPO 法人つなぐ（内）

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 3 丁目 21 番 9 号

東建シティハイツ鶴見中央 202 号

〈電話〉 045-717-6662 〈FAX〉 045-717-6668

〈E-mail〉 turumi@npo-tunagu.org

〈ホームページ〉 <http://npo-tunagu.org/>

印刷 株式会社 相模プリント

〈電話〉 042-772-1275 〈FAX〉 042-774-1913